

◆ 自己負担割合

お怪我や病気をされても健康保険適用なら
病院での自己負担は3割。
70歳以降は2割負担、75歳以降は1割負担。

◆ 高額療養費制度

健康保険適用の治療に関しては1か月あたりの治療費の
上限額が決まっています。
一般的なご収入の方の場合は約5～9万円/月の負担で
治療が受けられます。

◆ 傷病手当金

給与所得者の場合、長期の休業になっても1年半までで
あれば、健康保険から給付を受けられます。
※給付に際しては有給との併給不可等の条件があるので要注意！

◆ 障害者手帳

障害者としての証明になるため、
障害者手帳は非常に重要な役割を担っています。
福祉サービスを受ける際や
障害者雇用枠で仕事を探す際にも必要です。

◆ 障害年金

交通事故で障害者になった人や生まれつき知的障害がある
ような人ばかりでなく、病気やケガが原因の障害も状態に応
じて、障害年金の対象となります。

◆ 公的介護制度

原則1～3割負担で居宅介護支援、訪問介護、施設
サービス、福祉用具に関するサービスなどが受けられます。

病気やけがをしたときには病院や診療所などの医療機関、調剤薬局にて診察・投薬・治療・その他必要な医療サービスを受けることができます。
さらに日本には優れた公的医療保険制度があり、私たちはその制度を活用することによって安価な医療費で安心して治療を受けることができます。

健康
保険
適用
医療
費

療養の給付

自己負担額

7 割

3 割

小学生～70歳

9 割

1 割

75歳以上

※子どもの医療費については医療費助成制度があります。

居住自治体によって異なり、15歳、18歳まで無料の自治体もあります。

※70歳～75歳は自己負担割合2割

同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担上限額を超えた分があとで払い戻される制度です。
月をまたいだ場合は、月ごとにそれぞれの自己負担額を計算します。

【69歳以下の方の場合】

所得区分	本来の負担の上限額		多数該当
年収約1,160万円～の方	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%		140,100円
年収約770万円～約1,160万円の方	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%		93,000円
年収約370万円～約770万円の方	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%		44,400円
～年収約370万円	57,600円		44,400円
住民税非課税者	35,400円		24,600円

【70歳以上の方の場合(平成30年8月以降の診療分)】

所得区分	本来の負担の上限額		多数該当
年収約1,160万円～の方	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%		140,100円
年収約770万円～約1,160万円の方	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%		93,000円
年収約370万円～約770万円の方	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%		44,400円
～年収約370万円	57,600円		44,400円

(注)「住民税非課税」の区分の方については、多数該当の適用はありません。

大企業などの健康保険組合が独自で定めた制度となっており、1ヶ月あたりの医療費負担を軽減することができます。
高額療養費に上乗せして医療費を払い戻してくれる制度となっております。
ご自身が加入している健康保険組合の制度に関して調べておきましょう。

▶ トヨタ自動車健康保険組合の場合

■ 還付金（法定給付+付加給付（トヨタ健保独自））

※受診月から原則3ヶ月後の給与に組み入れ
自己負担額－20,000円（100円未満切捨）

- ▶ 1人・ひと月（1日～末日の受診）・1医療機関単位かつ、入院・外来・歯科単位で算出
- ▶ 月をまたいで入院はふた月となり、それぞれの月で算出します。
- ▶ 保険適用外（差額ベッド料・食事代・文書料等）除く

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。
被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

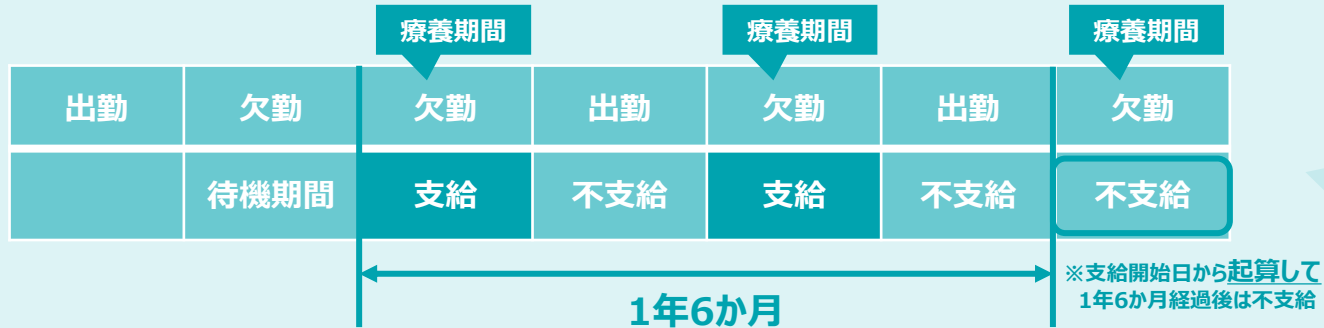
▶ **支給期間** ※令和4年1月1日より新制度となっております。

(旧)休業4日目から、1年6か月

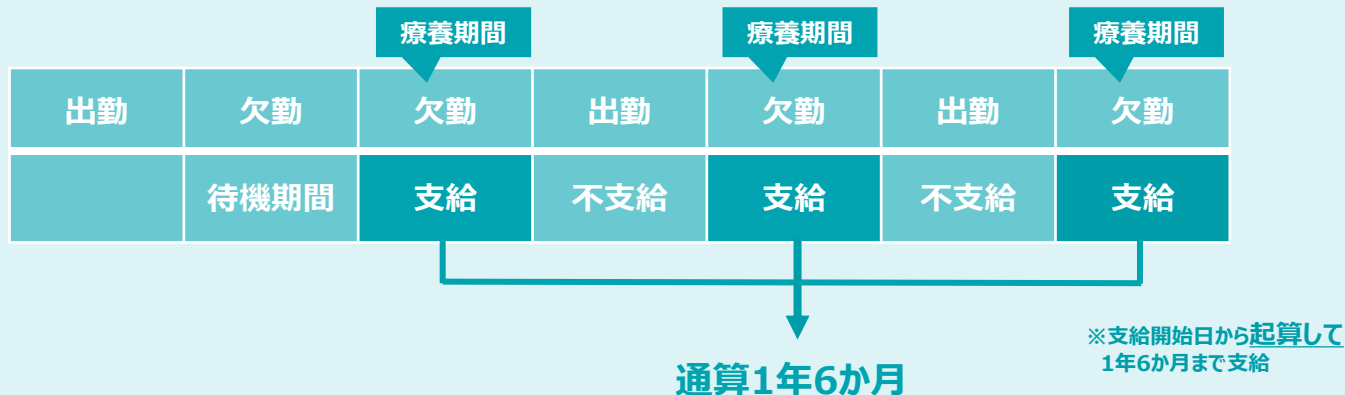
(新)休業4日目から、通算して1年6か月まで

▶ **支給期間の考え方**

現行の傷病手当金の支給期間



改正後の傷病手当金の支給期間



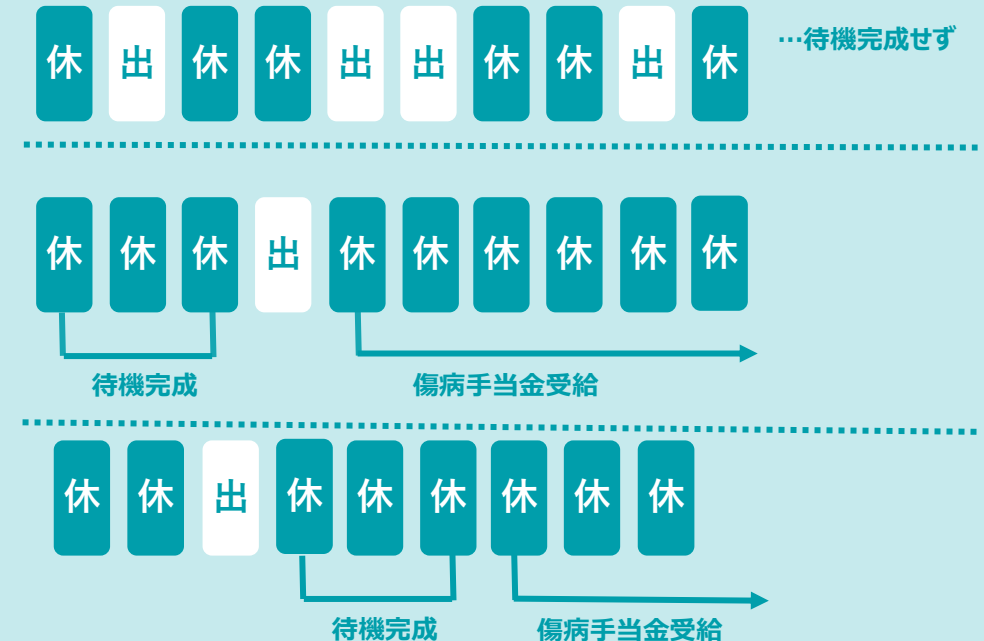
▶ **支給額**

標準報酬日額の3分の2相当

【計算式】

支給開始日以前の継続した12か月間の
各月の標準報酬月額を平均した額 ÷ 30日 × 2/3

待機3日間の考え方



健康保険の加入状況（働き方）によって利用できる制度が異なります。
経済的リスクを検討する際には、どのような公的社会保障制度が対象となるのかを調べておきましょう。

	療養の給付	高額療養費	傷病手当金	入院時 食事療養制度	出産育児 一時金	出産手当金
健康保険・共済組合 （会社員・公務員）	○	○	○	○	○	○
健康保険 （上記の被扶養者）	○	○	×	○	○	×
国民健康保険 （個人事業主など）	○	○	×	○	○	×
後期高齢者医療制度 （75歳以上）	○	○	×	○	×	×

特に個人事業主の方が病気やケガで働けなくなってしまったときは、公的社会保障制度が少ないため大きな負担となります。
就業状況や資産状況を把握したうえで、必要な保障を必要な分のみ補うようにしましょう。